

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉局	児童福祉施設医療技術員（理学療法）	月額	（月16日）224,700円
			（月15日）210,400円
			（月14日）196,400円
			（月13日）182,400円
			（月12日）168,300円
			（月11日）154,300円
		日額	14,000円
		時間額	1,800円
福祉局	児童福祉施設医療技術員（言語聴覚士）	月額	268,100円
		日額	16,700円
福祉局	児童福祉施設医療技術員（薬剤）	月額	（月16日）224,700円
			（月15日）210,400円
			（月14日）196,400円
			（月13日）182,400円
			（月12日）168,300円
			（月11日）154,300円
		日額	14,000円
福祉局	自立支援事務支援員	月額	194,800円
福祉局	児童福祉施設医療技術員（歯科衛生士）	日額	14,000円
		時間額	1,800円
福祉局	児童福祉施設医療技術員（心理）	月額	（月16日）268,100円
			（月15日）251,100円
			（月14日）234,300円
			（月13日）217,500円
			（月12日）200,800円
			（月11日）184,100円
		日額	16,700円
福祉局	児童福祉施設医療技術員（臨床工学）	日額	14,000円
福祉局	児童福祉施設医療技術員（臨床検査）	月額	（月16日）224,700円
			（月15日）210,400円
			（月14日）196,400円
			（月13日）182,400円
			（月12日）168,300円
			（月11日）154,300円

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉局	児童福祉施設医療技術員(診療放射線)	月額	(月16日) 224,700円
			(月15日) 210,400円
			(月14日) 196,400円
			(月13日) 182,400円
			(月12日) 168,300円
			(月11日) 154,300円
福祉局	児童福祉施設医療技術員(作業療法)	日額	14,000円
福祉局	児童福祉施設医療技術員(視能訓練)	日額	14,000円
		時間額	1,800円
福祉局	精神医療審査業務専門員	日額	12,200円
福祉局	精神保健福祉センター業務専門員	月額	194,800円
福祉局	精神保健福祉支援員	月額	(月16日) 224,700円
			(月15日) 210,400円
			(月14日) 196,400円
			(月13日) 182,400円
			(月12日) 168,300円
			(月11日) 154,300円
福祉局	精神保健福祉相談員	月額	(月16日) 194,800円
			(月14日) 171,100円
			(月13日) 158,900円
			(月12日) 146,700円
			(月11日) 134,500円
		日額	12,200円
福祉局	グループワーカー(精神保健福祉センター)	日額	14,000円
福祉局	保健師	日額	14,000円
			(準夜勤) 11,400円
			(夜勤) 31,900円
		時間額	1,800円
福祉局	医員(難病等専門医)	日額	35,800円
		時間額	4,600円
福祉局	看護員(看護師・准看護師)	日額	(島しょ以外)(日勤) 14,000円
			(島しょ)(日勤) 17,500円
			(島しょ以外)(準夜勤) 11,400円
			(島しょ以外)(夜勤) 31,900円
		時間額	(島しょ以外) 1,800円
			(島しょ) 2,300円

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉局	福祉業務専門員	日額	(日勤のみ) 12,000円
			(日勤(ローテ)) 13,200円
			(夜勤) 30,100円
		時間額	(日勤のみ) 1,500円
			(日勤(ローテ)) 1,700円
			(夜勤) 1,900円
福祉局	助産師	日額	14,000円
		時間額	1,800円
福祉局	心理判定業務専門員	日額	14,000円
		時間額	1,800円
福祉局	調理師	日額	12,200円
		時間額	1,600円
福祉局	介護保険相談窓口相談員	日額	13,100円
		時間額	1,700円
福祉局	医員(歯科)	日額	29,100円
		時間額	3,700円
福祉局	医療技術員(歯科衛生士)	日額	14,000円
		時間額	1,800円
福祉局	医療技術員(臨床検査)	日額	14,000円
		時間額	1,800円
福祉局	医療技術員(診療放射線)	日額	14,000円
		時間額	1,800円
福祉局	医療技術員(理学療法士)	日額	(島しょ以外) 14,000円
			(島しょ) 17,500円
		時間額	(島しょ以外) 1,800円
			(島しょ) 2,300円
福祉局	医療技術員(作業療法士)	日額	(島しょ以外) 14,000円
			(島しょ) 17,500円
		時間額	(島しょ以外) 1,800円
			(島しょ) 2,300円
福祉局	医療技術員(言語聴覚士)	日額	(島しょ以外) 16,700円
			(島しょ) 20,900円
		時間額	(島しょ以外) 2,200円
			(島しょ) 2,700円
福祉局	酒害等相談員	日額	16,700円
		時間額	2,200円
福祉局	栄養士	日額	12,200円
		時間額	1,600円

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉局	医療技術員(薬剤)	日額	14,000円
		時間額	1,800円
福祉局	福祉業務専門員(児童福祉施設等)	日額	13,100円
		時間額	1,700円
福祉局	医療事務補助員	時間額	1,600円
福祉局	児童福祉施設技術員	日額	11,900円
		時間額	1,500円
福祉局	訓練補助員	日額	14,000円
		時間額	1,800円
福祉局	福祉局アシスタント職員(一般業務)	時間額	1,130円
福祉局	福祉局アシスタント職員(困難業務)	時間額	1,520円
福祉局	福祉局アシスタント職員(準困難業務)	時間額	1,270円
福祉局	福祉局アシスタント職員(特殊業務)	時間額	1,410円
福祉局	福祉局アシスタント職員(産休・育児職員対応業務)	時間額	1,570円

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
保健医療局	保健医療顧問医	日額	44,300円
保健医療局	重要文書搬送事務員	月額	194,800円
保健医療局	広報連絡員	月額	194,800円
保健医療局	統計調査専門員（主任）	月額	223,700円
保健医療局	統計調査専門員	月額	194,800円
保健医療局	統計調査員（国民生活基礎調査 世帯票）	日額	8,310円
保健医療局	統計調査員（21世紀成年者縦断調査）	日額	8,310円
保健医療局	統計調査員（社会保障・人口問題基本調査）	日額	8,310円
保健医療局	統計調査員（中高年者縦断調査）	日額	8,310円
保健医療局	統計調査員（受療行動調査）	日額	8,310円
保健医療局	人事給与事務支援員	月額	194,800円
保健医療局	研修事務支援員	月額	194,800円
保健医療局	公衆衛生医師確保等事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	自殺対策専門員	月額	224,700円
保健医療局	受動喫煙防止対策等事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	がん登録専門員（主任）	月額	223,700円
保健医療局	がん登録専門員	月額	194,800円
保健医療局	健康推進事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	統計調査員（国民健康栄養調査（医師））	日額	22,800円
保健医療局	統計調査員（国民健康栄養調査（医療技術））	日額	14,000円
保健医療局	ウイルス性肝炎重症化予防推進業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	難病認定業務専門員（主任）	月額	223,700円
保健医療局	難病認定業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	肝がん・重度肝硬変医療費助成業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	献血移植対策業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	国保財政統計事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	国保医療給付専門指導員	月額	280,800円
保健医療局	国保指導事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	国保料（税）徴収指導員	月額	280,800円
保健医療局	医員（後期高齢者医療業務等）	日額	22,800円
保健医療局	医員（指導監査業務）（医歴11年以上）	日額	29,800円
保健医療局	医員（指導監査業務）（医歴6～10年）	日額	26,600円
保健医療局	医員（指導監査業務）（医歴0～5年）	日額	22,800円
保健医療局	医事業務支援員	月額	194,800円
保健医療局	歯科保健相談員	日額	14,400円
保健医療局	歯科保健指導員	日額	14,400円
保健医療局	環境衛生事務専門員（保健所）	月額	194,800円

局名	職名	報酬区分	報酬額
保健医療局	食品衛生事務専門員(保健所)	月額	194,800円
保健医療局	公費負担事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	医員(保健所健康相談事業担当)	日額	(島しょ以外) 29,100円
			(島しょ) 46,000円
保健医療局	グループワーカー(保健所)	日額	14,000円
保健医療局	保健対策業務等事務専門員	日額	12,200円
保健医療局	薬事衛生事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	保健指導員	日額	14,000円
保健医療局	医療改革推進業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	保健医療情報センター事務補佐員	月額	228,600円
		日額	(日勤) 13,500円 (夜勤) 26,900円
保健医療局	保健医療情報センター業務員	月額	194,800円
保健医療局	地域医療整備事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	緩和ケア人材育成専門員	月額	194,800円
保健医療局	医療施設整備事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	ドクターヘリ連絡調整専門員	月額	146,100円
保健医療局	救急患者受入コーディネーター	日額	(日勤) 18,700円 (夜勤) 43,000円
		時間額	(日勤) 2,400円
保健医療局	周産期搬送コーディネーター	日額	(日勤) 18,700円 (夜勤) 43,000円
		時間額	(日勤) 2,400円
保健医療局	東京都災害医療コーディネーター	時間額	6,500円
保健医療局	東京都地域災害医療コーディネーター	時間額	6,500円
保健医療局	医療施設体制確保事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	東京都災害時小児周産期リエゾン	時間額	5,100円
保健医療局	地域災害時小児周産期リエゾン	時間額	5,100円
保健医療局	衛生検査所精度管理専門委員	日額	20,600円
保健医療局	医員(精神保健指定医)	日額	37,200円
保健医療局	専門相談員(医療相談)(医師)	日額	22,800円
保健医療局	専門相談員(医療相談)(医師以外)	日額	16,900円
保健医療局	診療放射線技術専門員	月額	230,900円
保健医療局	医療法人指導専門員	月額	235,200円
保健医療局	医療法人情報管理員	月額	194,800円
保健医療局	医師確保対策専門員	月額	194,800円
保健医療局	看護学校改築事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	医療従事者対策専門員	月額	194,800円
保健医療局	臨床研修審査専門員	日額	44,300円

局名	職名	報酬区分	報酬額
保健医療局	看護師等免許事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	医療従事者養成施設事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	修学資金業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	監察医務院顧問	日額	39,600円
保健医療局	監察医務業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	監察医補佐業務専門員（主任）	月額	233,000円
保健医療局	監察医補佐業務専門員	月額	204,000円
保健医療局	医員（監察医）	日額	57,000円
保健医療局	監察医務検査業務員	月額	194,800円
保健医療局	監察医務放射線業務専門員	日額	15,100円
保健医療局	看護学校運営業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	看護専門学校相談担当員	日額	14,000円
保健医療局	看護専門学校非常勤教授（医師）	日額	19,000円
保健医療局	看護専門学校非常勤教授（医師以外）	日額	10,700円
保健医療局	看護専門学校講師（教授医師）	時間額	7,800円
保健医療局	看護専門学校講師（准教授医師）	時間額	7,300円
保健医療局	看護専門学校講師（講師医師）	時間額	6,900円
保健医療局	看護専門学校講師（助教医師）	時間額	6,200円
保健医療局	看護専門学校講師（教授）	時間額	6,800円
保健医療局	看護専門学校講師（准教授）	時間額	6,200円
保健医療局	看護専門学校講師（講師）	時間額	5,500円
保健医療局	看護専門学校講師（助教）	時間額	4,700円
保健医療局	看護専門学校講師（教授実習指導）	時間額	3,900円
保健医療局	看護専門学校講師（准教授実習指導）	時間額	3,500円
保健医療局	看護専門学校講師（講師実習指導）	時間額	3,100円
保健医療局	看護専門学校講師（助教実習指導）	時間額	2,700円
保健医療局	法人事務支援員	月額	194,800円
保健医療局	免許・試験事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	食品表示事務補佐員	月額	194,800円
保健医療局	食品衛生事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	食中毒対策補佐員	月額	194,800円
保健医療局	薬務事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	薬事免許事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	東京都医員（麻薬中毒者診察担当）	時間額	5,300円
保健医療局	麻薬中毒者相談員	時間額	1,600円
保健医療局	大気汚染医療費助成制度事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	動物管理事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	健康影響調査事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	試験検査等事務専門員	月額	194,800円

局名	職名	報酬区分	報酬額
保健医療局	専門調査支援員	月額	194,800円
保健医療局	疫学調査補助員	月額	194,800円
保健医療局	システム管理専門員	月額	194,800円
保健医療局	疫学情報管理専門員	月額	194,800円
保健医療局	健康危機管理情報専門員	月額	194,800円
保健医療局	食品監視専門員	月額	194,800円
保健医療局	衛生検査補助員	月額	194,800円
保健医療局	薬事業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	連携薬局調査専門員	月額	194,800円
保健医療局	建築物事業登録事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	ビル衛生検査事務補佐員	月額	194,800円
保健医療局	研究補助員	月額	194,800円
保健医療局	ウイルス検査補助員	月額	194,800円
保健医療局	衛生業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	東京都検査員(衛生検査所)	日額	16,700円
保健医療局	食肉衛生業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	動物取扱業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	獣医補佐業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	感染症対策事務支援員	月額	194,800円
保健医療局	医療体制戦略監	月額	354,300円
保健医療局	感染症対策顧問	日額	44,300円
保健医療局	東京感染症対策センター所長	日額	44,300円
保健医療局	医員(施設内感染等対策)	日額	29,800円
		時間額	3,800円
保健医療局	施設内感染等対策主任専門員	日額	16,900円
		時間額	2,200円
保健医療局	施設内感染等対策専門員	日額	14,000円
		時間額	1,800円
保健医療局	疫学専門調査員	日額	39,600円
保健医療局	東京都エイズ専門相談員	時間額	2,200円
保健医療局	感染症医療整備事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	医療施設運営等事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	感染症医療機関等支援事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	感染症患者入院調整業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	宿泊療養施設入所調整業務専門員	月額	194,800円
保健医療局	医員(感染症対策)		(日勤のみ) 5,200円
			(夜勤) 6,500円
保健医療局	宿泊療養施設運営等事務専門員	月額	194,800円

局名	職名	報酬区分	報酬額
保健医療局	宿泊施設等運営業務専門員	日額	(日勤) 12,200円
			(夜勤(13.5時間勤務)) 22,800円
			(夜勤(ローテ)(13.5時間勤務)) 23,430円
			(夜勤(14時間勤務)) 23,600円
			(夜勤(ローテ)(14時間勤務)) 24,230円
保健医療局	宿泊療養施設健康管理専門員	日額	(日勤) 16,900円
			(夜勤(ローテ)) 38,200円
保健医療局	感染症対策業務等事務専門員	日額	12,200円
保健医療局	感染症情報管理等事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	保健所デジタル化推進事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	戦略的検査推進等事務専門員	月額	194,800円
保健医療局	検査体制管理員	月額	194,800円
保健医療局	ワクチン接種専門員(救急救命士)	日額	14,000円
		時間額	1,800円
保健医療局	指導審査業務専門員(薬剤)	日額	18,800円
		時間額	2,400円
保健医療局	医員(歯科)	日額	29,100円
		時間額	3,700円
保健医療局	医療技術員(歯科衛生士)	日額	14,000円
		時間額	1,800円
保健医療局	医員(保健対策)	日額	29,100円
		時間額	3,700円
保健医療局	保健師	日額	14,000円
			(準夜勤) 11,400円
			(夜勤) 31,900円
		時間額	1,800円
保健医療局	医員(難病等専門医)	日額	35,800円
		時間額	4,600円
保健医療局	医員(難病等専門医)(島しょ)	日額	54,100円
		時間額	7,000円
保健医療局	看護員(看護師・准看護師)	日額	(島しょ以外)(日勤) 14,000円
			(島しょ)(日勤) 17,500円
			(島しょ以外)(準夜勤) 11,400円
			(島しょ以外)(夜勤) 31,900円
		時間額	(島しょ以外) 1,800円
			(島しょ) 2,300円
保健医療局	医療技術員(臨床検査)	日額	14,000円
		時間額	1,800円

局名	職名	報酬区分	報酬額
保健医療局	医療技術員(診療放射線)	日額	14,000円
		時間額	1,800円
保健医療局	医療技術員(理学療法士)	日額	(島しょ以外) 14,000円
			(島しょ) 17,500円
		時間額	(島しょ以外) 1,800円
			(島しょ) 2,300円
保健医療局	医療技術員(作業療法士)	日額	(島しょ以外) 14,000円
			(島しょ) 17,500円
		時間額	(島しょ以外) 1,800円
			(島しょ) 2,300円
保健医療局	医療技術員(言語聴覚士)	日額	(島しょ以外) 16,700円
			(島しょ) 20,900円
		時間額	(島しょ以外) 2,200円
			(島しょ) 2,700円
保健医療局	酒害等相談員	日額	16,700円
		時間額	2,200円
保健医療局	栄養士	日額	12,200円
		時間額	1,600円
保健医療局	獣医師	日額	11,400円
		時間額	1,500円
保健医療局	検査補助員(薬剤)	日額	11,700円
		時間額	1,500円
保健医療局	検査補助員(検査技師)	日額	11,700円
		時間額	1,500円
保健医療局	助産師	日額	14,000円
		時間額	1,800円
保健医療局	医療技術員(薬剤)	日額	14,000円
		時間額	1,800円
保健医療局	保健医療局アシスタント職員(一般業務)	時間額	1,130円
保健医療局	保健医療局アシスタント職員(困難業務)	時間額	1,520円
保健医療局	保健医療局アシスタント職員(準困難業務)	時間額	1,270円
保健医療局	保健医療局アシスタント職員(特殊業務)	時間額	1,410円
保健医療局	保健医療局アシスタント職員(産休・育業職員対応業務)	時間額	1,570円

附則

この告示は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都告示第八百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項、第三十八条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、令和五年四月一日付けで指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年六月三十日

東京都知事 小池百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社ケア21	ケア21 南青山	港区南青山7-12-9 スペース朱102	身体障害者	知的障害者	障害児	
株式会社あいえん	訪問介護あいえん	台東区千束3-12-7 1階				
株式会社ライコム・コーポレーション	たけのこ介護サービス	江東区東砂5-14-19				
愛恩株式会社	愛恩訪問介護ステーション品川	品川区東品川2-2-25 サンウッド品川天王洲タワー1306				
White Hawks合同会社	ねこの手訪問介護千歳烏山	世田谷区上祖師谷2-28-3 第2佐益ハイブ203				
合同会社Lapin	ラパンケア	世田谷区経堂4-16-14 シャルム千歳101				
株式会社KATACHI	プラム	杉並区南荻窪2-6-9 グリーンマンション305	身体障害者	知的障害者	障害児	
株式会社May	マリーゴールドケアステーションandラボ	杉並区西荻北2-6-6 YS西荻301				
株式会社ディオスター	ケアっとバキラ	荒川区西日暮里2-45-12-401	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
株式会社幸健	ゆあ訪問介護荒川	荒川区町屋4-36-15 パールシティ町屋701				
株式会社アンド・スタイリング	スタイルケア練馬	練馬区豊玉北4-4-7 フェアリーチェ豊玉北102				
株式会社エコー	オリーブ	練馬区南大泉6-20-17 ルワンジェ102				
エルケア株式会社	エルケア青戸ケアセンター	葛飾区青戸3-41-11 和光ビル1階1号				
ケアデザイン合同会社	ケアデザイン訪問介護サービス履履	江戸川区東葛西5-2-11 タイムビル11 2階	身体障害者		難病等対象者	
株式会社康	康 江戸川 訪問介護事業所	江戸川区一之江4-10-8-A105				
株式会社福さく	福さく	青梅市大門3-15-7 第2コーポ町田101				
一般社団法人ノマワン・フレンド	ヘルパーステーション ノマワン・フレンド	小金井市貫井南町3-18-6-205				
一般社団法人Proof	ブルーフ	国立市東1-14-22 ハイム114 305号室	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
B. M. Mahalo株式会社	マカナ訪問介護事業所	西東京市田無町4-18-5 フローレスワンダー207				

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
東青商事株式会社	メディカルケア訪問介護	中央区日本橋兜町17-1 日本橋ロイヤルプラザ605		
株式会社ケア21	ケア21 南青山	港区南青山7-12-9 スペース朱102	身体障害者	知的障害者
株式会社あいえん	訪問介護あいえん	台東区千束3-12-7 1階		
愛恩株式会社	愛恩訪問介護ステーション品川	品川区東品川2-2-25 サンウッド品川天王洲タワー1306		
合同会社Lapin	ラパンケア	世田谷区経堂4-16-14 シャルム千歳101		
株式会社KATACHI	プラム	杉並区南荻窪2-6-9 グリーンマンション305	身体障害者	知的障害者
株式会社May	マリーゴールドケアステーションandラボ	杉並区西荻北2-6-6 YS西荻301		

株式会社ディオスター	ケアっとベキラ	荒川区西日暮里2-45-12-401	身体障害者	知的障害者	精神障害者
株式会社幸健	ゆあ訪問介護荒川	荒川区町屋4-36-15 パールシティ町屋701			
株式会社アンド・スタイリング	スタイルケア練馬	練馬区豊玉北4-4-7 フェアリーチェ豊玉北102			
株式会社エコー	オリーブ	練馬区南大泉6-20-17 ルワンジス102			
エルケア株式会社	エルケア青戸ケアセンター	葛飾区青戸3-41-11 和光ビル1階1号			
ケアデザイン合同会社	ケアデザイン訪問介護サービス優羅	江戸川区東葛西5-2-11 タイムビル11 2階	身体障害者		難病等対象者
株式会社源	源 江戸川 訪問介護事業所	江戸川区一之江4-10-8-A105			
社会福祉法人南町田ちろば会	訪問介護事業所みぎわホーム	町田市南町田1-19-40-102			
一般社団法人ノマワシ・フレンド	ヘルパーステーション ノマワシ・フレンド	小金井市貫井南町3-18-6-205			
一般社団法人Proof	ブルーフ	国立市東1-14-22 ハイム114 305号室	身体障害者	知的障害者	精神障害者
B. M. Mahalo株式会社	マカナ訪問介護事業所	西東京市田無町4-18-5 フローレスワンダー207			

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社ケア21	ケア21 南青山	港区南青山7-12-9 スペース米102	身体障害者 障害児
株式会社あいえん	訪問介護あいえん	台東区千歳3-12-7 1階	

サービスの種類 行動援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社つながるカンパニー	つながるケア	文京区向丘2-15-16	知的障害者 精神障害者 障害児
White Hawks合同会社	ねこの手訪問介護千歳鳥山	世田谷区上祖師谷2-28-3 第2佐益ハイツ203	
一般社団法人ノマワシ・フレンド	ヘルパーステーション ノマワシ・フレンド	小金井市貫井南町3-18-6-205	
一般社団法人Proof	ブルーフ	国立市東1-14-22 ハイム114 305号室	知的障害者 精神障害者 障害児

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
世田谷区	世田谷区立島山福祉作業所	世田谷区北島山1-29-15	知的障害者
一般社団法人ビーイングハンバー	ビーイングハンバー高円寺	杉並区高円寺北4-15-2 PLUM-5	知的障害者
特定非営利活動法人尚道手をつなぐ会	たいよう	北区豊島5-3-35	知的障害者
社会福祉法人あゆみ	第二あゆみ福祉センター	北区王子4-18-16	知的障害者
株式会社リズム	リズム西新井大師	足立区西新井2-26-8	知的障害者

社会福祉法人同愛会	ワークセンター福咲く	武蔵野市吉祥寺北町2-6-13	知的障害者
社会福祉法人小平精風会	生活介護事業所ひまわりばたけ	小平市小川町1-3015-1	知的障害者
株式会社ラビオン	ラビオンナーシングデイサービス	日野市豊田2-47-1 ルネッサンスコート・とよだ1階	身体障害者(肢体不自由) 知的障害者

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人睦月会	Up to You 塩浜 Living	江東区塩浜2-5-3	知的障害者
株式会社クリオメディカル	ショートステイ クリオ	葛飾区青戸7-13-26	知的障害者

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センター	東京ワークショップ	新宿区四谷本塩町2-5	身体障害者(視覚障害)
社会福祉法人つるかわ学園	支援センター ソラール	町田市野津田町1055	知的障害者

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人つるかわ学園	支援センター ソラール	町田市野津田町1055	知的障害者

サービスの種類 就労定着支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人発達障がい者を支援する会	定着支援事業所 チームシャイニー	千代田区神田佐久間河岸46-3 UPビル5、5階	精神障害者
株式会社サンヴィレッジ	サンヴィレッジ文京センター	文京区本駒込3-20-3 講談社FSビル7階	
社会福祉法人あかつきコロニー	スペース・まどか	武蔵村山市伊奈平1-64-1	精神障害者

サービスの種類 自立生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人睦月会	Up to You 相談 COMMON	江東区塩浜2-5-3	知的障害者
有限会社そらいゆ	自立生活援助事業 絲	品川区南大井3-20-14 大森ヒラ/ビル201	精神障害者
社会福祉法人ソラディオ	ソラディオ23	荒川区南千住2-8-6	

サービスの種類 共同生活援助		
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社ボシエント	あさす蒲田	大田区西糺谷2-19-4
MT EUOSA合同会社	笑がのお園 幡ヶ谷	渋谷区幡ヶ谷1-32-19 ドルチェ東京Ⅱ3階 4階
アリス合同会社	るい杉並大宮	杉並区大宮2-1-26
株式会社NEXT Innovation	グループホーム向日葵	葛飾区柴又5-37-12

2 指定障害者支援施設				
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	主たる対象者
社会福祉法人睦月会	Up to You 塩浜 Living	江東区塩浜2-5-3	施設入所支援 生活介護	知的障害者

3 指定一般相談支援事業者				
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	主たる対象者
社会福祉法人睦月会	Up to You 相談 COMMON	江東区塩浜2-5-3	地域移行支援 地域定着支援	知的障害者
社会福祉法人ソラティオ	ソラティオ23	荒川区南千住2-8-6	地域移行支援 地域定着支援	

●東京都告示第八百九号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第八十六号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和五年七月一日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	2- [(4-エトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類	Etonitazepipne、 N-Piperidinyl Etonitazene
(2)	(2R, 3R) -2-(3-クロロフェニル) -3-メチルモルフォリン、(2S, 3S) -2-(3-クロロフェニル) -3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類	3-CPM、 3-Chlorophenmetrazine
(3)	N-(アダマンタン-1-イル) -1-(4-フルオロブチル) -1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類	4F-ABINACA、 4F-ABUTINACA

●東京都告示第八十号

平成十二年東京都告示第四百五十六号(河川及び河川管理施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和五年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 二 河川管理施設の表中「新川東水門」を「新川東樋門(第二樋門)」に改める。

附 則

この告示は、令和五年七月一日から施行する。

規 則 (教)

東京都立図書館規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十九号

東京都立図書館規則の一部を改正する規則

東京都立図書館規則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第五号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

1 この規則は、令和五年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立図書館規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第三十二号

東京都公文書等の管理に関する条例(平成二十九年東京都条例第三十九号)第十六条第一項の規定により東京都教育委員会が定める出資等法人について、令和五年七月一日付けで変更するので、東京都教育委員会文書管理規則(平成十一年東京都教育委員会規則第六十四号)第六十条の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月三十日

東京都教育委員会

- 一 変更前の法人の名称
公益財団法人東京学校支援機構
- 二 変更後の法人の名称
公益財団法人東京都教育支援機構

●東京都教育委員会告示第三十三号

東京都情報公開条例(平成十一年東京都条例第五号)第三十七条第一項の規定により東京都教育委員会が定める出資等法人について、令和五年七月一日付けで変更するので、東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則(平成十一年東京都教育委員会規則第三十二号)第十三条の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月三十日

東京都教育委員会

- 一 変更前の法人の名称
公益財団法人東京学校支援機構
- 二 変更後の法人の名称
公益財団法人東京都教育支援機構

規 則 (人)

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第九号

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する条例施行規則(昭和五十九年東京都人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表一の項中

「福祉保健局関係	福祉保健局指導監査部	福祉局関係
同	生活福祉部	福祉局指導監査部
同	医療政策部	生活福祉部
同	保健医療局保健政策部	福祉局関係
同	保健医療局関係	福祉局指導監査部
同	医療政策部	生活福祉部
同	福祉保健局指導監査部	福祉局関係
同	生活福祉部	福祉局指導監査部
同	医療政策部	生活福祉部

同表中二の項から五の項までを三の項から六の項までとし、一の項の次に次のように加える。

二 保健医療局関係
保健医療局保健政策部
同 医療政策部

別表第一 一の項中

「福祉保健局関係
福祉保健局指導監査部」を「福祉局関係
福祉局指導監査部」に改め、
同 生活福祉部
同 生活福祉部」
同表中二の項から五の項までを三の項から六の項までとし、一の項の次に次のように加える。

二 保健医療局関係

保健医療局保健政策部

同 医療政策部

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十号

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則(平成十四年東京都人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 「公益財団法人東京オリピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を「公益財団法人東京学校支援機構

ピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に、「公益財団法人東京都環境公社」を「公益財団法人東京都環境公社」に改める。

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第238号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月30日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
- 次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(大型)
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(中型)又は道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証(大型)

- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(普通)

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識
ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識
イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
令和5年8月2日(水曜日)
- (2) 場所
警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)

6 申請手続

- (1) 申請書類
ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とす

<p>る。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和5年7月13日（木曜日）及び同月14日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年7月3日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品 (1) 運転免許証 (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査台</p>	<p>格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第299号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年6月30日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 審査の種類 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格 次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型） (2) 中型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は</p>	<p>道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）</p> <p>3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 (2) 教習に関する知識 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和5年8月2日（水曜日） 時間については申請書提出時に指定する。 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1</p>
--	--	---

番地の1)

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和5年7月13日(本曜日)及び同月14日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一丁目12番5号)

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年7月3日(月曜日)から配布する。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

7 審査手数料

12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

(1) 運転免許証

(2) 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03(3581)4321 内線7251-5276

告 示 (消)

●東京消防庁告示第4号

東京消防庁の分室等の名称及び位置(平成30年3月東京消防庁告示第3号)の一部を次のように改正する。
令和5年6月30日

東京消防庁

消防総監 吉 田 義 実

第40項を第41項とし、第3項から第39項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 東京消防庁西新宿分室

新宿区西新宿五丁目2番1号

附 則

この告示は、令和5年8月4日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店

舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和5年6月30日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。
令和5年6月30日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)ライフ目黒八雲店

二 店舗所在地 目黒区八雲三丁目百三十九番地一 ほか

三 設置者名 株式会社ライフコーポレーション

四 設置者住所 大阪府大阪市淀川区二丁目二番一十二号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ライフコーポレーション

六 新設をする日 令和六年二月十三日

七 店舗面積の合計 千五百九十二平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 四十九台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内ほか 八十八台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 六十一平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び

店舗内 八・七三立方メートル

容量

十二	小売業を行う者の開店時刻	午前九時三十分
十三	小売業を行う者の閉店時刻	翌午前一時
十四	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から翌午前一時三十分まで
十五	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	三箇所 店舗南側ほか
十六	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後十一時まで
十七	届出日	令和五年六月十二日
十八	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十九	縦覧期間	令和五年六月三十日から同年十月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
二十	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年六月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年六月三十日

一	店舗名	東京都知事 小池 百合子
二	店舗所在地	東久留米市野火止一丁目三番三号
三	設置者名	株式会社丸仁ホールディングス
四	設置者住所	港区芝浦二丁目十五番六号
五	変更前の設置者の代表者名	山城 興英
六	変更後の設置者の代表者名	北嶋 信顕
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ストライプインターナショナルほか二名
八	変更前の小売業者の代表者名	立花 隆央(株式会社ストライプインターナショナル)ほか
九	変更後の小売業者の代表者名	川部 将士(株式会社ストライプインターナショナル)ほか
十	変更日	令和五年四月一日ほか
十一	届出日	令和五年六月八日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間

令和五年六月三十日から同年十月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一	店舗名	東京イースト21
二	店舗所在地	江東区東陽六丁目三番一号ほか
三	設置者名	鹿島東京開発株式会社
四	設置者住所	江東区東陽六丁目三番二号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	サミット株式会社ほか六名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	サミット株式会社ほか七名
七	変更日	令和四年六月一日
八	届出日	令和五年六月九日
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十	縦覧期間	令和五年六月三十日から同年十月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)

「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年六月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 セブントウン小豆沢
- 二 店舗所在地 板橋区小豆沢三丁目九番五号
- 三 設置者名 株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク
- 四 設置者住所 千代田区二番町八番地八
- 五 変更前の店舗面積 六千九百七十平方メートル
の合計
- 六 変更後の店舗面積 七千九百四十平方メートル
の合計
- 七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 三百二十台
- 八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 三百八十三台
- 九 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗東側ほか 六百六十三台
- 十 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗東側ほか 六百六十四台

十一 変更日 令和六年二月十日

十二 届出日 令和五年六月九日

十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間 令和五年六月三十日から同年十月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

第四十五期東京都労働委員会の補欠使用者委員候補者の推薦について

員候補者の推薦について

第四十五期東京都労働委員会の使用者委員に、令和五年六月十日をもって一名の欠員が生じたため、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定に基づき、次の要項により第四十五期東京都労働委員会の補欠使用者委員候補者の推薦を求める。

令和五年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

第四十五期東京都労働委員会の補欠使用者委員候補者推薦要項

員候補者推薦要項

一 推薦資格

東京都の区域内のみに組織を有し、かつ、その目的又は業務において労働問題を取り扱う使用者団体であること。

二 被推薦者資格

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九

条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

三 推薦手続

推薦資格を有する使用者団体は、次に掲げる書類を添えて推薦すること。

(一) 推薦書(別記様式) 一部

(二) 候補者の履歴書(本籍地の都道府県、現住所、生年月日、学歴、職歴、公職歴等を記載したもの) 一部

(三) 当該団体の定款、寄附行為又は規約の写し 一部

四 推薦受付期間

令和五年六月三十日(金曜日)から同年七月十四日(金曜日)まで

五 推薦書及び添付書類の提出先

東京都産業労働局雇用就業部又は使用者団体の事務所の所在地を管轄する東京都労働相談情報センター若しくは同センターの各事務所

別記様式

東京都知事 殿

年 月 日

所在地

使用者団体名

代表者氏名

第4 5期東京都労働委員会補欠使用者委員候補者推薦書

第4 5期東京都労働委員会補欠使用者委員候補者として、次の者を推薦します。

氏名 (ふりがな)	生年月日	所属事業場名及び役職名

(日本産業規格A列4番)

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 一〇〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

